



悪質商法にご用心!

昨年中の「悪質商法110番」の受理件数は78件。前年対比で24件、増加しています。
あなたの不安や迷いにつけ込む悪質商法の被害に遭わないよう、気を付けましょう。

悪質セールスマン撃退術

- ✓ ドアを開けない!
- ✓ 「無料点検です」などの甘い誘いに乗らない!
- ✓ 少しでもおかしいと思ったら、はつきり断る!
- ✓ 一人で決めず周りに相談する!
- ✓ しつこい相手には110番!



契約してしまったっても諦めないで

- ✓ クーリングオフ制度の利用を!
- 訪問販売などは一定期間無条件で契約を解除することができます。
- 契約書面を渡さないなどの違法行為があれば、無期限でクーリングオフ制度を利用することができます。
- クーリングオフは電話ではなく必ず書面で行ってください。



一人で悩まず
ご相談を!

悪質商法110番(24時間)
075・451・9449



5月は

自転車安全利用 推進月間です。

昨年、京都府内では6人の方が自転車利用中に交通事故で亡くなり、今年も、自転車利用中の重大な交通事故が発生しています。
自転車利用中に被害者にも加害者にもならないよう、ルールを守って安全運転に努めましょう。

信号無視



道交法第7条

通行禁止場所通行



道交法第8条第1項

遮断踏切への立ち入り



道交法第33条第2項

歩道通行や右側通行(逆走)



道交法第17条
第1項、第4項、第6項

一時停止場所不停止



道交法第43条

※上記は危険行為の一部です。

自転車で危険行為(15項目)の違反を3年以内に2回以上繰り返すと、**自転車運転者講習**の受講が命じられます。

きょうと府民だより4月号12ページの「府警あんぜん広場第153号」に掲載の防犯・犯罪情報メールのアドレスが anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp に変更されました。お手数をおかけしますが、ご不明な点は警察本部(犯罪抑止対策室)または、最寄りの警察署(生活安全係)までお問い合わせください。